

＜裁判所への連絡方法について＞

後見人等の事務の中で、分からないことや判断に迷うことがあった場合、まずは、Q & Aとこのハンドブックをよく読むほか、インターネットを利用できる場合には、後見サイト内のFAQ等も参考にしてください。

それでも疑問が解決しない場合や以下に記載した「裁判所に連絡すべきこと」が生じた場合には、23頁の「連絡票」をコピーして（同内容の書式をA4判の用紙を用いて自分で作成していただいてもかまいません。）、住所、氏名等の必要事項を記入の上、24頁以降の記載例を参考に用件又は連絡事項を記載して、裁判所に郵送してください。

なお、電話で問い合わせいただいても、あるいは突然窓口においでになっても、すぐに対応することはできませんし、担当者がその場で回答することはできません。結局、連絡票を提出していただくことになります。

回答が必要なものについては、連絡票送付後、1～2週間後に担当者から、電話で連絡します。お急ぎの場合は、その旨を記載してください。

【裁判所に連絡すべきこと】（括弧内は添付資料です。）

- 後見人又は本人が転居したとき
（住民票の異動のあるときには住民票、施設入所の場合は入所契約書のコピー）
- 本人が死亡したとき
（死亡診断書のコピー又は除籍謄本）
- 後見人が死亡したとき
（死亡診断書のコピー又は除籍謄本）
※ 事前に親族の方に裁判所への連絡をお願いしておいてください。
- 後見（保佐、補助）事務報告書の提出が遅れるとき
- 保険金など多額の金銭を受領したとき
（支払い通知書のコピー、入金先の預貯金通帳のコピー等）
- 遺産分割や相続放棄をするとき
（遺産分割協議書案、遺産目録、不動産の全部事項証明書、預貯金通帳のコピー等）
※ 後見人と本人が共に相続人となる場合は、特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）選任の申立てが必要になります（29頁）。
- 大きな財産（不動産など）を処分するとき
（見積書のコピー、不動産評価証明書等）
※ 本人の居住用不動産（本人が現在又は過去に居住した不動産や将来居住する予定の不動産）を、売却したり、賃貸したり、抵当権を設定したりするなどの場合は、居住用不動産の処分許可の申立てが必要になります（29頁）。
- 高額商品（1件50万円以上の商品やサービス）を購入するとき
（パンフレットのコピー、見積書のコピー等）
- 債務を返済するとき
（借用書のコピー等）
- 立替金を精算するとき
（立替金目録、領収書のコピー等）

基本事件 平成 年(家)第 号

☐ 東京家庭裁判所 後見センター 御中

☐ 東京家庭裁判所 立川支部後見係 御中

連 絡 票

平成 年 月 日

(本人)

後見人等 印

住所

電話番号（日中連絡がとれる番号をお書き下さい。）

下記のとおり連絡いたします。

記

連絡票（記載例）

1 (1) 本人が転居した場合

本人が独り暮らしをできなくなったので、平成○年○月○日に、○○老人ホームに入居しました。施設利用料は、月額○○万円になる見込みです。

本人の住民票と老人ホームの入所契約書の写しを同封しました。

1 (2) 後見人が転居した場合

後見人の住所と連絡先が変更になりました。新しい連絡先は、住所：○○区○○町○丁目○番○号、日中の連絡先は、○○○-○○○-○○○○です。

住民票の写しを同封しました。

2 本人が死亡した場合

平成○年○月○日、本人が死亡しました。死亡診断書のコピーを同封します。

3 後見人が死亡した場合

平成○年○月○日、後見人が死亡しました。死亡診断書のコピーを同封します。私は、本人の兄の○○○○です。私への連絡は、住所：○○市○○町○丁目○番○号、携帯電話番号：○○○-○○○○-○○○○までお願いします。後任の後見人選任の申立てをする予定にしています。

4 後見事務報告書の提出が遅れる場合

○月○日までに後見事務の報告を求められましたが、株式の配当受領書等の資料を取り寄せているため、2週間ほど提出が遅れます。○月○日（延期希望日）までには提出いたします。

5 保険金を受領した場合

平成○年○月○日，本人が受取人となっている○○生命保険株式会社の死亡生命保険金 1 0 0 0 万円を受領しました。保険金は，本人名義の○○銀行○○支店普通預金口座（口座番号○○○○○）に入金されています。

保険金の支払通知書と入金先の預金通帳のコピーを同封しました。

6 (1) 遺産分割をする場合

平成○年○月○日，本人の父が死亡し，遺産分割の必要が生じました。相続人は，本人とその母の二人です。遺産は，同封した遺産目録のとおりです。

遺産は，不動産と預金のみです。不動産の固定資産税評価額は 1 0 0 0 万円，預金残高は 1 0 0 0 万円です。

これらの遺産のうち，本人が預金を，母が不動産を，それぞれ相続したいと思います。本人の法定相続分 2 分の 1 は確保されておりますので，この内容で遺産分割を進めてもよろしいでしょうか？

裁判所に遺産分割協議書案と遺産目録と不動産の全部事項証明書と固定資産評価証明書，預金通帳のコピーを同封します。

6 (2) 遺産分割のための特別代理人選任を申し立てる場合

後見人と本人とは親子ですが，平成○年○月○日，本人の夫（私の父）が死亡したため，遺産分割を行うことになりました。相続人は，本人と私と妹の 3 人です。後見人と本人が共同相続人なので，遺産分割をするための特別代理人の選任の申立てをする予定です。裁判所に遺産分割協議書案，遺産目録，不動産の固定資産評価証明書，預貯金の残高証明書のコピーを提出します。この内容で，特別代理人選任の申立てをして遺産分割を進めてもいいのでしょうか？

7 財産を処分する場合

※ 居住用不動産を処分する場合は、改めて申立てが必要になります。

本人の預貯金が少なくなってきましたので、所在地「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号」の不動産の土地及び建物を売却したいと考えています。

不動産業者の見積書を同封します。見積書によれば、不動産は1500万円で売却できそうですが、建物は古すぎるので、売却する際には解体をしなければならないとのことです。そのため、解体費が300万円かかります。さらに仲介料など100万円を引くと、本人の元には1100万円が残りそうです。

この条件は、他の不動産会社に確認しても、妥当な金額とのことですので、この条件で売却してもいいでしょうか？

8 (1) 高額商品を購入する場合

※ おおよそ50万円以上の商品やサービスを購入する場合に連絡票を使用してください。

平成〇年〇月〇日、本人が転倒し、足を骨折しました。そのため車椅子が必要になったのですが、本人の場合は、レンタルの車椅子では身体に合わないのので、購入しようと思っています。価格は50万円になります。

商品のパンフレットを同封します。この車椅子を購入してもいいでしょうか？

8 (2) 改装費の支出

このたび、本人を施設から自宅に迎えて介護することになりました。本人は、足が不自由なので転倒しないように、床のバリアフリーと手すりを取り付ける改装工事を考えています。建設業者の見積書を同封します。見積書によると改装費は約200万円かかります。本人の預貯金残高は約2000万円で、毎月2万円ほどの黒字です。また、施設費用も軽減されたので、今回の支出で本人の生活を圧迫するようなことはないと考えます。後見人としては、このうち100万円を本人の財産から支出し、残りの100万円は後見人が負担したいと考えています。

改装費として、100万円を出金してもいいでしょうか。

9 債務を返済する場合

本人が、本人の兄から平成○年○月○日に300万円借りていたことが判明しました。当時、本人は離婚の慰謝料などで金が必要だったようです。

借用書は残っていませんが、平成○年○月○日に本人名義の○○銀行○○支店の普通預金口座（口座番号○○○○○）に250万円振り込まれていることから、本人の兄の話を信用し、一括返済してもいいでしょうか？

10 立替金を精算する場合

本人の施設利用料として合計100万円を後見人である私が立て替えて支払っていましたが、今回、保険金が900万円支払われたので精算したいと考えております。

立替金の明細は同封した書面のとおりです。領収書のコピーも同封します。精算してもいいでしょうか？

11 その他

本人の三女が結婚することになりました。結婚祝いとして、本人の預貯金から50万円を出したいと考えています。

本人の長女はすでに結婚しており、その時には本人の判断で、結婚祝いとして50万円を出しております。また、本人の長女、二女、長男は全員、結婚祝いとして50万円を援助することに同意しています。

なお、本人の預貯金残高は約2000万円で、毎月黒字収支ですので、今回のことで生活を圧迫するようなことはありません。結婚祝いとして50万円を出してもいいでしょうか？



回答できない例

本人の三女が結婚することになりました。結婚祝いとして、本人の預貯金からいくらなら出しても良いでしょうか？

「11その他」のように、後見人が何をしたいのかについて、具体的に後見人等としての意見を記入してください。回答できない例のように、どうすれば認められるかといった質問にはお答え出来ません。

＜現金出納帳について＞

後見人が手元で管理している本人の現金について、出納帳をつけてください。

下の記載例は、本人が家族２人と同居している場合、食費や日用品の費用などの生活費が、家族全体で１５万円程度かかるため、本人に、そのうちの３分の１を毎月負担してもらっているという場合の出納帳の記載例です。

生活費等の日常的な出費については、生活の実情にあわせて決めてください。

年 月 日	項 目	収 入	支 出	残 高(円)
24. 3. 2	財産目録１記載口座より引出	50,000円		50,000円
24. 3. 3	食料品等購入		8,921円	41,079円
24. 3. 4	被後見人の衣類購入		12,890円	28,189円
24. 3. 12	食料品等購入		6,522円	21,667円
24. 3. 22	食料品等購入		6,011円	15,656円
24. 4. 2	財産目録１記載口座より引出	50,000円		65,656円
24. 4. 5	食料品等購入		8,222円	57,434円
24. 4. 10	被後見人の衣類購入		8,980円	48,454円
24. 4. 11	慶弔費用		5,000円	43,454円
24. 4. 12	食料品等購入		8,898円	34,556円
24. 4. 15	食料品等購入		7,010円	27,546円
24. 4. 18	町内会費		6,000円	21,546円
24. 4. 21	食料品等購入		8,761円	12,785円

＜選任後の各種申立てについて＞

1 特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）の選任申立てについて

(1) 概要

本人と後見人等が共同相続人として遺産分割協議をする場合など、本人と後見人等の間の利益相反行為（法律上の利害が衝突する法律行為）については、後見人等に代わって、裁判所が選任した別の人（特別代理人、臨時保佐人、臨時補助人）が本人を代理します。

(2) 申立に必要なもの

① 申立書

東京家庭裁判所後見センター及び立川支部の窓口で配布しているほか、後見サイトからもダウンロードすることができます。

② 収入印紙 800円（申立書に貼付してください。）

③ 郵便切手 818円（82円×9枚、10円×8枚）

④ 添付書類

申立書添付の説明文書でご確認ください。

(3) その他注意事項

① 裁判所は、本人のために公正に代理権を行使できる方を特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）として選任しますので、必ずしも候補者として挙げていただいた方が選任されるとは限りません。

② 審理期間は3週間から1か月程度が目安です。申立ては時間に余裕を持って行ってください。

2 居住用不動産処分許可の申立てについて

(1) 概要

本人の居住用不動産（現に居住していなくても、本人が過去に居住していた不動産や、病院や施設等を出た後、将来的に居住する予定の不動産も含まれます。）を処分するには、裁判所の許可が必要です。裁判所の許可を経ずに行った契約は無効となります。処分とは、売却したり、取り壊したり、抵当権等を設定したり、賃貸に出したりすること等をいいますが、持ち家でなくても、賃貸借契約を解除する場合も処分にあたります。

(2) 申立に必要なもの

① 申立書

東京家庭裁判所後見センター及び立川支部の窓口で配布しているほか、後見サイトからもダウンロードすることができます。

② 収入印紙 800円（申立書に貼付してください。）

③ 郵便切手 82円

④ 添付書類

申立書添付の説明文書でご確認ください。

(3) その他注意事項

処分申立てが必要である事情について、家庭裁判所に予め連絡票（23頁）を

送付していただいたうえで、事実上取引の交渉を開始し、取引が成立する一歩前の段階で申立てを行ってください。審理には日数を要しますので、取引日は、余裕を持って設定しておいてください。

3 後見人等辞任・選任の申立てについて

(1) 概要

後見人等は、正当な事由がある場合に限り、裁判所の許可を得て、後見人等を辞任することができます。正当な事由とは、例えば、後見人等が高齢、病気になったり、負担が重くなったりして、職務を遂行できなくなった場合が考えられます。後見人等辞任の申立てをする場合は、後任の後見人等を選任する申立てを同時に行う必要があります。

(2) 申立に必要なもの

① 申立書

東京家庭裁判所後見センター及び立川支部の窓口で配布しているほか、後見サイトからもダウンロードすることができます。

② 収入印紙 3,000円分

(内訳 申立費用800円×2, 登記費用1,400円)

③ 郵便切手 4,100円分

(内訳 500円×4枚, 100円×5枚, 82円×15枚, 52円×3枚, 20円×5枚, 10円×10枚, 1円×14枚)

④ 添付書類

申立書添付の説明文書をご確認ください。

＜成年後見登記の変更・終了登記について＞

本人の住所や本籍、氏名が変わったり、後見人等の住所や氏名が変わったりしたときは変更登記を、本人がお亡くなりになったときは終了登記を行う必要がありますが、法律上、その手続は、家庭裁判所ではなく、後見人等や本人の親族の方が行うことになっています。

なお、変更登記の手続は、東京法務局以外の法務局では受け付けていません。

申請先（問い合わせ先）

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局 民事行政部 後見登録課

電話03-5213-1234（代表）

03-5213-1360（ダイヤルイン）

※ 裁判所への連絡（22～24頁）も忘れないようにお願いします。

＜本人死亡時の裁判所への報告について＞

本人がお亡くなりになったときは、22～24頁のとおり裁判所に連絡していただくほか、後見人等が本人の相続人でない場合には、本人がお亡くなりになった日から6か月以内に、本人の財産を相続人に引き継ぎ、相続人から受領した引継書（32頁）を裁判所に提出してください。

なお、相続人への引継ぎが困難な事情（相続人が受け取りを拒否している、相続人のいることが明らかでないなど）がある場合には、相続財産の管理人の選任の申立てをしてください。

相続人の調査に時間を要するなどの事情により、上記の期間内に引継書の提出も管理人の選任の申立てもできそうにないときは、必ず担当書記官にご連絡ください。

引継書（書式例）

平成 年 月 日

東京家庭裁判所後見センター 御中

住所 _____

氏名 _____ 印

引 継 書

亡 _____ の後見人であった _____ から、遺産の引き

継ぎを受けました。